

須賀川市暮らしのガイドブック2026年保存版作成業務 公募型プロポーザル実施要領

1 案件名

須賀川市暮らしのガイドブック2026年保存版作成業務

2 目的

現在、本市に在住する人及び新たに転入した人が、本市で生活する上で役立つ手引きとなるよう、生活に密着した情報を保存した紙の冊子を作成する。

また、最新の情報の確保と利用者の利便性の向上を推進するため、WEB環境を用いた電子書籍化も行う。

なお、作成に当たっては組織改編による新たな市政方針、市民サービス等を重点的に掲載し、最近のトレンドに合わせたデザイン及びイメージを表現することで、元気な須賀川市をアピールし、市民のシビックプライドの醸成を図る。

3 背景

直近の暮らしのガイドブックは、2022年4月に発行したものであり、2025年3月で3年が経過した。掲載内容は、各種制度等市民生活に密着した内容ではあるが、新たなサービス、制度改正等により、現在の市民サービス内容とのズレが生じている。また、2026年度には市の組織改編も予定されていることから、新たな組織名等での掲載が必要となっている。

4 業務内容

別紙「提案依頼書」のとおり

5 締結方式

協定締結

6 制作費

広告販売による協賛金収入を充てるものとする。

なお、制作予算には企画、編集、印刷、製本、納品、デジタル版制作及び配布作業を含むものとする。

7 参加資格

- (1) 自治体関連の出版・印刷業務の経験がある企業又は団体であること。
- (2) 過去の実績を提出できること。
- (3) 地域の特色を理解し、住民及び転入者に向けた分かりやすいコンテンツを制作できること。
- (4) 納めるべき税金を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定により更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員でないこと。また、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

8 スケジュール

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 実施要領の交付期間 | 令和7年7月14日(月)～7月28日(月) |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和7年7月28日(月) 午後5時 |
| (3) 質問書の受付期間 | 令和7年7月14日(月)～7月28日(月) |
| (4) 質問書に対する回答 | 令和7年7月31日(木) 午後5時 |
| (5) 提案書提出期限 | 令和7年8月4日(月) 午後5時 |
| (6) 第1次審査結果通知 | 令和7年8月8日(金) |
| (7) 第2次審査プレゼン | 令和7年8月19日(火) |
| (8) 最終審査結果通知 | 令和7年8月26日(火) |
| (9) 協定締結 | 令和7年9月上旬(予定) |
| (10) 製作・校正 | 令和7年10月～令和8年3月 |
| (11) 最終納品 | 令和8年3月31日(火) |

9 実施要領及び提案依頼書の交付

- (1) 交付期間
令和7年7月14日(月)～7月28日(月)
- (2) 様式一覧
 - ア (様式1) プロポーザル参加表明書
 - イ (様式2) 業務実績調書
 - ウ (様式3) 質問書
 - エ (様式4) 辞退届

10 プロポーザル参加表明

- (1) 受付期間 令和7年7月14日(月)～7月28日(月) 午後5時
- (2) 提出書類
 - ア (様式1) プロポーザル参加表明書 1部 ※代表者印を押印したもの
 - イ (様式2) 業務実績調書 1部
 - ウ (任意様式) 会社概要等、会社の事業内容がわかるもの 1部
- (3) 提出方法
秘書広報課に郵送又は持参すること。ただし、持参の場合の受付は開庁日の午後5時までとし、郵送の場合は受付期間内必着とする。
※郵送の到着が確認できない場合は、失格とする。

11 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和7年7月14日(月)～7月28日(月)
- (2) 提出方法
(様式3) 質問書に記入の上、次のアドレス宛てに電子メールで提出すること。
送信先 hishokoho@city.sukagawa.fukushima.jp
※提出に当たっては、必ず質問書の発信を秘書広報課に電話で連絡すること。
(土日等の開庁日は除く)
※受付期間を過ぎた質問のほか、電話、ファックス及び訪問による質問は受け付けない。
- (3) 回答方法 令和7年7月31日午後5時までに、電子メールにより回答する。

12 審査書類の提出

(1) 提出期限

令和7年8月4日（月）午後5時

(2) 提出書類

- ア 提案書（制作プラン、スケジュール、予算内訳等）
- イ 過去の制作実績（数件程度の実績現物を各1部提出）
- ウ 国税及び地方税の納税証明書で、公示日から3か月以内のもの

(3) 提出方法

秘書広報課に郵送又は持参すること。ただし、持参の場合の受付は開庁日の午後5時までとし、郵送の場合は受付期間内必着とする。

13 提案書等の審査方法

(1) 審査委員会

市の職員で構成する「須賀川市暮らしのガイドブック業務公募型プロポーザル審査委員会」による審査を行う。

なお、審査会の構成、評価基準等は公表しない。

(2) 審査方法

参加資格を有する提案者からの提案書等について、総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を優先協定候補者として選定する。

なお、次点候補者も併せて選定する。

また、必要に応じて、追加資料の提出要請及びヒアリングを実施する。

14 第1次審査（書類審査）

参加資格要件を満たしている者について、提案書により第1次審査を実施する。書類選考により、おおむね3者を選定し第1次審査通過者とする。

15 第2次審査（プレゼンテーション）

提案書の内容について、最も熟知している者がプレゼンテーションを実施すること。プレゼンテーションの持ち時間は、1者当たり50分（プレゼンテーション30分、質疑応答20分以内）程度とする。

なお、順番は、市において抽選を行うものとし、日時及び場所は、別途通知する。

また、プレゼンテーションにおいて必要となる機材（パソコン等）がある場合は、提案者が準備すること。プロジェクター及びスクリーンは、市が準備する。

16 優先協定候補者の選定及び決定

第1次審査及び第2次審査の総合評価点が最も高い事業者を、優先協定候補者として決定する。

なお、優先協定候補者が協定を辞退した場合又は協議が不調となった場合は、次点協定候補者と同様の協議を行う。市は、協議が成立した提案者を協定者とする。

17 決定通知

審査の結果については、次のとおり電子メール及び書面により通知する。

- (1) 第1次審査 令和7年8月8日（金）に発送
- (2) 第2次審査 令和7年8月26日（火）に発送

18 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (2) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 期限を過ぎて審査書類が提出された場合
 - イ 提出した審査書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 協定締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出期限後の審査書類の内容変更及び再提出は、認めない。
- (4) 本プロポーザルへの参加に必要な経費は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、第1次審査及び第2次審査の評価点の合計が、配点の5割以上の得点となった場合に限り、協定候補者として選定する。
- (6) 審査経過及び評価内容に関する問い合わせ並びに審査結果に関する異議申し立ては、受け付けない。
- (7) 提出された審査書類について、須賀川市情報公開条例（平成10年須賀川市条例第16号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。公開に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- (8) 提出書類は、返却しない。
- (9) 協定に関する事務は、関係法令、市条例等の定めるところによるものとする。

19 プロポーザルの辞退

プロポーザル参加表明書を提出した後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式4）を秘書広報課に郵送又は持参すること。

20 書類の提出先及び問い合わせ先

〒962-8601

福島県須賀川市八幡町135

須賀川市企画政策部 秘書広報課 【担当：佐藤】

電話番号：0248-88-9112

FAX 番号：0248-75-7117

メールアドレス：hishokoho@city.sukagawa.fukushima.jp